

地方公共団体における官民競争入札等について

1. 総論	3
・ 地方公共団体と公共サービス改革法の関係は。	3
・ 民間事業者から提案のあった業務について、官民競争入札等を実施しなければならないのか。	3
・ 特定公共サービスとは。	4
・ 事業仕分けとの関係は。	4
・ PFI 制度、構造改革特区制度、指定管理者制度との違いは。	4
・ 「民間競争入札」と従来の外部委託との違いは。	5
・ 地方公共団体が、本法に規定する特定公共サービス(法第34条)とそれ以外の業務を一体として、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、同一主体に業務を行わせるためには、どのように行えばよいのか。	6
・ 公の施設を設置し、又は指定管理者を見直すに当たり、当該施設の一部で窓口6業務を行う場合、公の施設の運営管理者と窓口業務を行う民間事業者を定める手続において、指定管理者制度と本法に基づく民間競争入札の関係はどうなるのか。	7
・ 地方自治法上、官民競争入札は可能なのか。	8
・ これまでに民間委託・請負によって実施している業務は、この法律によらず、これまでどおり民間委託・請負で業務実施を継続できるのか。それとも、この法律に則り、民間競争入札を改めて実施するのか。	9
・ 特定公共サービス以外の業務について、この法律の仕組みに基づき、官民競争入札等を実施することはできるのか。	9
・ 国からの補助金等により実施している事業を対象として官民競争入札等を実施した場合、補助金等は問題にならないのか。	9
2. 基本方針、実施方針、実施要項について	10
・ 地方公共団体における実施方針では、国が作成する公共サービス改革基本方針において規定されている事業実施後の評価(第7条第8項)が規定されていないのはなぜか。	10
・ 仮に「官民競争入札」と実施方針で決定していながら、その後の諸般の事情で「民間競争入札」へと変更することは可能か。	10
・ いったん官民競争入札又は民間競争入札にかけて民間事業者に委託した場合、その後も民間事業者に委託され続けるのか。(一度民間事業者に委託すれば、再び官の職員を捻出することは困難ではないか。)	10
・ 官民競争入札実施要項の入札手続き上の位置づけは。	11
・ 実施期間の考え方は。(契約年数に制限はあるのか。)	11
・ 債務負担行為の議決時期は。	12
・ 長期継続契約の対象とはできないか。	12
・ 法第9条第2項第3号に規定する官民競争入札に参加する者に必要な資格とは。	13
・ 官民間の競争条件の均一化を確保するための措置とは。	14
・ 第9条第2項第5号に定める、「～その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」とは。	14
・ 官民競争入札で、官側が先に入札価格を公表することはできるのか。	15

3. 地方公共団体の窓口業務(法第34条)について	16
・ 法第34条が対象とする地方公共団体の窓口業務とは。また、その経緯は。	16
・ 窓口業務において委託が可能とされている、交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務範囲について、具体的に確認したい。	16
・ コンビニエンスストア等で受付した戸籍謄本等の請求書を、コンビニエンスストア等の従業員が市町村に持参又は市町村職員が回収し、市町村が契印等の措置等も含めて全ての作業を行って戸籍謄本等を完成させて、市町村職員がコンビニエンスストア等に持参又はコンビニエンスストア等の従業員が回収し、後日取りに来た請求者に引き渡す方式は、可能か。	17
・ 窓口業務について、官民競争入札又は民間競争入札を実施するケースには、どのようなものが考えられるのか。	18
・ 地方公共団体の庁舎の窓口業務を官民競争入札等に向け、その結果民間事業者が窓口業務を実施することとなった場合、民間事業者から賃料をとることとなるのか。	19
・ 民間事業者が落札した場合、窓口手数料の設定は、民間事業者の裁量となるのか。	19
・ 都道府県でも、納税証明書発行の事務があるが、これについてもこの法律の対象となるのか。また、官民競争入札又は民間競争入札を実施するかどうかは都道府県の判断と考えて良いのか。	19
・ 窓口6業務について、この委託先の対象として、例えば個人や法人格を持たない団体(自治会等)は該当するのか。	20
・ 自動交付機の管理を民間事業者に委託する場合は、本法第34条の対象となるのか。	21
4. 公務員、罰則等について	25
・ 民間事業者が落札した場合の公務員の処遇は。	25
・ 国と同様に退職手当の特例を設けることができるのか。	25
・ 地方自治法や地方公務員法上の罰則規定が、みなし公務員規定である法第25条第2項に基づき、全て適用になるという理解でよいか。	26
5. 合議制の機関(法第47条)について	27
・ 合議制機関の設置方法は。	27
・ 合議制機関の委員は常勤でなければならないか。	28
・ 既存機関を活用とした場合、その委員に知事等や OB・現職公務員が含まれる場合でも問題ないのか。	28
・ 議会の常任委員会をもって「当該合議制の機関」とみなすことは可能か。	28
6. 市町村の窓口業務 24 事項に関する内閣府ホームページ掲載文書(平成 20 年 1 月 17 日掲載)について	30
・ 今回の窓口業務 24 事項の整理により民間事業者の活用可能な場所は出張所・連絡所に限られるのか。	30
・ 今回の窓口業務 24 事項の整理における民間活用の手法は市場化テストの場合に限られるのか。	30

1. 総論

問 地方公共団体と公共サービス改革法の関係は。

(答)

1. 地方公共団体においても、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が求められているところであり、自ら率先して「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施しようとする地方公共団体については、これを可能とする環境の整備が行われることが極めて重要です。
2. このため、本法では、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」のうち、本法の規定による法律の特例が適用される「特定公共サービス」を対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等所要の措置を講じているところです。(法第8条、第16条等)
3. 他方、法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法第2編第9章第6節等に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、官民競争入札等を実施することができます。
4. なお、本法では、地方公共団体からのご意見を受け付け(法第7条第5項)、関係省庁との調整が整ったものから、国会の審議を経て、このような法律の特例を、順次拡大・追加していくことを想定しています。
5. いずれにしても、「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものですが、これらの制度を有効に活用いただければと考えています。

問 民間事業者から提案のあった業務について、官民競争入札等を実施しなければならないのか。

(答)

1. 各地方公共団体は、本法に基づく「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するに当たっては、実施方針(法第8条第1項)を作成することになりますが、その際に民間事業者から意見を聴取し(法第8条第3項)、その意見を踏まえて、各地方公共団体の長が対象事業を決定することとなります。
2. 「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものですので、聴取した意見の取扱いも、各地方公共団体の長が自主的に判断することとなります。

問 特定公共サービスとは。

(答)

1. 「特定公共サービス」(法第2条第5項)とは、官民競争入札等の結果、民間事業者が公共サービスを実施する場合に必要な法律の特例(参加資格、監督上の措置、規制の緩和等)が適用される業務を意味します。
2. 例えば、ある公共サービスの担い手が法律によって公務員に限定されている場合などでも、公共サービス改革法に当該法律の特例(民間事業者も担い手となれるようにすること)を設けることにより、官民競争入札等を行うことが可能となる業務のことをいいます。

問 事業仕分けとの関係は。

(答)

1. 公共サービス改革法は、公共サービスについて「不断の見直し」を行うため、
 - (1)閣議決定する「公共サービス改革基本方針」(法第7条)において、官民競争入札の対象とすべき業務のみならず、廃止の対象とすべき業務を選定する、あるいは「仕分け」る仕組みとなっています。
 - (2)また、官民競争入札の対象となった公共サービスについては、入札の結果により、官が担うのか、民が担うのか、その担い手が具体的に「仕分け」られることとなります。
 - (3)さらに、官民競争入札や廃止の対象となる事業の選定等においては、民間事業者や地方公共団体の意見を聴取し(法第7条第3項、第5項)、監理委員会で調査審議する仕組み(法第7条第6項)となっています。
2. 以上のように、公共サービス改革法は、「事業の仕分け」の趣旨を十分踏まえたものとなっています。

問 PFI 制度、構造改革特区制度、指定管理者制度との違いは。

(答)

1. PFI制度とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営及び技術的ノウハウを活用して行う手法であり、事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供を目指すものです。
2. 構造改革特区制度とは、地域の特性に応じて地域を限定して、法律や政令、通達等の規制

緩和など規制の特例措置を導入することで、地域経済の活性化や、全国的な規制緩和への波及による我が国全体の経済活性化を実現するものです。

3. 指定管理者制度とは、地方公共団体の保有する「公の施設」の管理事務を、従来の第三セクター等だけでなく、広く民間事業者等へ開放するものです。
4. 官民競争入札等は、その対象とする業務の範囲が、国又は地方公共団体が実施する業務の全般にわたるものであり、サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現し、その履行を確実にするため、特に的確かつ厳正な規定を設けています。

具体的には、

- ① 対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており(法第9条第4項等)、従来のコストやサービスの内容と、新たに官民競争入札等の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること
- ② サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「実施要項」(法第9条等)において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準などを十分検討し明確化する制度としており、その「実施要項」の策定に当たり、本法で設置される「官民競争入札等監理委員会」(地方公共団体においては、「合議制の機関」)の議を経て(法第9条第5項等)決定することとしていること
- ③ 価格、質を評価する総合評価一般競争入札方式を採用していること(法第13条第1項等)
- ④ 適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者には、法令上の守秘義務(法第25条第1項)やみなし公務員規定(法第25条第2項)が適用されるとともに、事業者への監督規定(報告徴収、立入検査、措置の指示)を設けていること(法第26条、第27条等)

等の特色があります。

問 「民間競争入札」と従来の外部委託との違いは。

(答)

1. 本法に基づく「民間競争入札」(法第2条第7項等)においては、サービスの質の維持向上と経費の削減をともに実現し、その履行を確実にするため、特に的確かつ厳正な規定を設けています。
2. 具体的には、「民間競争入札」では、
 - ①法令の特例が適用されることにより、従来民間事業者に委託することができなかった業務について、委託することが可能となること
 - ②対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており(法第14条第4項等)、従来のコストやサービスの内容と、新たに「民間競争入札」の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること
 - ③サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「民間競争入札実施要

項」(法第14条等)において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準などを十分検討し明確化する制度としており、その「民間競争入札実施要項」の策定に当たり、本法で設置される「官民競争入札等監理委員会」(地方公共団体においては、「合議制の機関」)の議を経て決定することとしていること(法第14条第5項等)

- ④価格、質を評価する総合評価一般競争入札方式を採用していること(法第15条等)
 - ⑤適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者に、法令上の守秘義務(法第25条第1項)やみなし公務員規定(法第25条第2項)が適用されるとともに、事業者への監督規定(報告徴収、立入検査、措置の指示)を設けていること(法第26条、第27条等)
- 等の特色があります。

問 地方公共団体が、本法に規定する特定公共サービス(法第34条)とそれ以外の業務を一体として、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、同一主体に業務を行わせるためには、どのように行えばよいのか。

(答)

- (1)本法第34条に定める特定公共サービスについては、本法に則った手続により官民競争入札等を実施する必要があります。
- (2)一方、特定公共サービス以外の業務については、地方自治法第2編第9章第6節等に則った手続により、官民競争入札等を実施することになります。
- (3)(1)の官民競争入札等も法第51条にもあるとおり、地方自治法第2編第9章第6節等に基づく入札であり、特定公共サービスについては、本法に基づく手続により、特定公共サービス以外の業務については、本法の手続を条例・規則等に規定することにより、特定公共サービスとそれ以外の業務を併せて官民競争入札等を実施することができます。
- (4)落札民間事業者を決定した後は、特定公共サービスについては本法に基づく監督等の規定が適用され(法第28条で準用する第25条、第26条)、特定公共サービス以外の業務については、地方自治法第234条の2第1項に基づく監督等の規定が適用されます。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

問 公の施設を設置し、又は指定管理者を見直すに当たり、当該施設の一部で窓口6業務を行う場合、公の施設の運営管理者と窓口業務を行う民間事業者を定める手続において、指定管理者制度と本法に基づく民間競争入札の関係はどうなるのか。

1. 地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる(地方自治法第244条の2第3項)とされています。
2. 指定管理者制度において、管理者の「指定」は契約ではないことから、管理者の「指定」と本法に基づく民間競争入札は形式上別個の手続として行う必要があります。
3. その際に、民間競争入札における落札者決定に当たっては、窓口業務の質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も有利な申込みをした者が選定されることとなりますが、その者が公の施設の管理業務を最も効率的かつ効果的に行えると地方公共団体が判断した場合には、その者を当該公の施設の管理者として「指定」することが考えられます。
4. なお、窓口業務の民間競争入札において評価基準を設定する際に、窓口業務と当該施設の管理業務について関連性があり、一体的に実施することが窓口業務の質の維持向上及び経費の削減に資するものであると地方公共団体が判断する場合には、当該施設の管理業務について、当該窓口業務の実施者を定める上での評価基準の一つとすることも否定されるものではないと考えます。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

問 地方自治法上、官民競争入札は可能なのか。

(答)

1. 公共サービス改革法(以下「法」という。)の定める地方公共団体の官民競争入札は、公共サービスの民間への委託を円滑に行うため、その導入を阻害している国の法律に関して特例が適用される「特定公共サービス」を対象とすることとしているものであり、法による法律の特例を適用する必要のない事務・事業について、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続を規定すること等により、法と同様の手続で官民競争入札を実施することは可能です。
2. なお、「契約」とは、異なる権利義務の主体間での意思表示の合致であり、その意味において、官が自己と契約を締結するというのはあり得ず、官民競争入札における官の参加は契約の申込みではありません。官民競争入札とは、質と価格の両面で総合評価をする際に、官の提案内容より優れている民の入札(提案)がなかった場合は官が業務を実施する(「入札結果」を「不調」とする)ことを明確にした上で実施される、つまり、官の提案内容の評価結果を総合評価基準の最低ラインとする入札です。
3. 地方自治法及び地方自治法施行令との関係で整理すれば、総合評価一般競争入札を行うにあたっては、落札者決定基準をあらかじめ定めることが必要であり、落札者決定基準の中で「入札参加者の総合評価点と官の提案内容に対する総合評価点を比較し、官の総合評価点を超える者がいない場合は、官を実施者とする」旨をあらかじめ明示することにより官民競争入札が実施されます。
4. 以上のように、地方自治法及び地方自治法施行令(施行令第167条の10の2第3項)上の総合評価落札方式による競争入札により、官民競争入札を実施することは可能ですが、その場合、法の定める手続や公共サービス改革基本方針案の第2の1及び2を参考にしつつ、競争の導入による公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれます。
5. なお、本法に定める特定公共サービスに関する官民競争入札の手続としては、
 - ①法第11条から第13条第1項及び第2項までに規定する官側が業務の改善を検討して作成した書類と民間事業者の申込みを比較して落札者等を決定する手続
 - ②対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報(官の従来を経費、目的の達成の程度等)の開示(法第16条)
 - ③官の発注部局職員と入札参加部局との間の情報の遮断の措置(法第16条)
 - ④合議制の機関(法第47条)による落札者等決定のための評価(法第17条において準用する法第12条)等を規定していることとです。

(参考)

○地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

第六十七条の十の二

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定 基準」という。)を定めなければならない。

問 これまでに民間委託・請負によって実施している業務は、この法律によらず、これまでどおり民間委託・請負で業務実施を継続できるのか。それとも、この法律に則り、民間競争入札を改めて実施するのか。

(答)

1. 本法では、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」のうち、本法の規定による法律の特例が適用される「特定公共サービス」(法第34条)を対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等所要の措置(法第16条等)を講じているところであり、法律の特例を講じる必要のない業務については、本法に則って官民競争入札等を実施して頂く必要はありません。(地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、官民競争入札等を実施することはできます。)
2. また、「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものであり、強制するものではありません。

問 特定公共サービス以外の業務について、この法律の仕組みに基づき、官民競争入札等を実施することはできるのか。

(答)

1. 本法では、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」のうち、本法の規定による法律の特例が適用される「特定公共サービス」(法第34条)を対象とするものについて、その手続に関する規定の整備等所要の措置(法第16条等)を講じているところであり、特定公共サービス以外の業務については、本法の対象外となります。
2. 他方、法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続きを規定すること等により、本法に基づくものと同様の仕組みで官民競争入札等を実施することは可能です。

問 国からの補助金等により実施している事業を対象として官民競争入札等を実施した場合、補助金等は問題にならないのか。

(答)

個々の補助金等の制度によります。

2. 基本方針、実施方針、実施要項について

問 地方公共団体における実施方針では、国が作成する公共サービス改革基本方針において規定されている事業実施後の評価(第7条第8項)が規定されていないのはなぜか。

(答)

国における「公共サービス改革基本方針」(法第7条)においては、その見直しプロセスの中で対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて業務の全般にわたる評価を行うこととする旨規定(法第7条第8項)する一方、地方公共団体については、地方自治の本旨を踏まえ、その実情をにあわせて地方公共団体が適切に判断することが適当と考えられることから、本法律では地方公共団体に業務の実施期間の終了にあわせた評価を義務づけていません。

問 仮に「官民競争入札」と実施方針で決定していながら、その後の諸般の事情で「民間競争入札」へと変更することは可能か。

(答)

1. 地方公共団体の長は、本法に則った官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、実施方針を作成することとなり(第8条第1項)、実施方針には、官民競争入札等の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容を規定することとなっています(第8条第2項)。
2. 当初実施方針において官民競争入札の対象として選定し、その後、民間競争入札に変更することは可能であり、その場合には、新たに実施方針の当該規定部分を定めることになり、第8条第3項、第4項に規定する情報の公表や民間事業者からの意見の聴取を再度行う必要があります。
3. ただし、実施方針において、「官民競争入札又は民間競争入札を実施する」と選択的に定めることも可能であり、その場合には、実施方針を変更する必要はありません。

問 いったん官民競争入札又は民間競争入札にかけて民間事業者に委託した場合、その後も民間事業者に委託され続けるのか。(一度民間事業者に委託すれば、再び官の職員を捻出することは困難ではないか。)

(答)

1. 本法律では地方公共団体に業務の実施期間の終了にあわせた評価を義務づけていませんが、特定公共サービスについて、一般的には、対象公共サービスの実施期間の終了にあわ

せて、対象公共サービスについて評価を行い、再度官民競争入札又は民間競争入札を実施するか、あるいは、官の責任の下で対象公共サービスを実施する必要性がないものと評価され、当該対象公共サービスを廃止するかなど、対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが想定されますが、最終的には、各地方公共団体において判断されることとなります。

2. その見直しの中で、再び官が自ら実施することとするとも考えられますが、その場合は、当該分野における業務量の増加も勘案して、適切に対処して頂くこととなります。
3. また、本法に基づかない官民競争入札又は民間競争入札については、本法に基づく官民競争入札又は民間競争入札の趣旨を踏まえて、各地方公共団体が判断することとなります。

問 官民競争入札実施要項の入札手続き上の位置づけは。

(答)

1. 「官民競争入札実施要項」(民間競争入札実施要項を含む。)(法第9条等)は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書です。
2. この「官民競争入札実施要項」は、
 - ① 会計法令において「契約の申し込みの誘引」としてとされている入札「公告」(会計法第29条の3第1項、予算決算及び会計令第75条、地方自治法第234条第6項、地方自治法施行令第167条の6等)や、
 - ② ①の「公告」にその交付方法等が記載される「入札説明書」(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び第10条、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条及び第8条等)とは、内容の多くの点で重複がありますが、制度上は別のものです。
3. ただし、本法においては、「官民競争入札実施要項」に従って入札参加・落札者決定・対象公共サービス実施等を行うこととしていることから、「官民競争入札実施要項」と①及び②のそれぞれは整合性を保ちつつ作成することとなります。

問 実施期間の考え方は。(契約年数に制限はあるのか。)

(答)

1. 官民競争入札実施要項等において実施期間を定める際は、創意と工夫を生かして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとな

った者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定することが適切です。

2. 他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定める必要があります。
3. また、契約期間は予算における債務負担行為の範囲内で定める必要があります。国に関しては、法第30条(財政法の特例)により規定された国庫債務負担行為の上限(10年以内)にも留意する必要がありますが、地方に関しては、債務負担行為の上限について法律上の制限はありませんので、各地方公共団体の予算において債務負担行為を定め、議会の議決を経た上で、その範囲内で契約期間を定めることとなります。
4. なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、例えば、市場化テストの対象とすることとされた国民年金保険料収納事業については、複数年度(3年程度以上)にわたる契約期間とされています。

問 債務負担行為の議決時期は。

(答)

1. 地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければなりません(地方自治法第214条)。
2. したがって、債務を負担する行為である複数年度契約の締結が成立する時点、すなわち契約の応諾に当たる落札者の決定の時点で、執行中の予算上、債務負担行為が認められている必要があります。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(債務負担行為)

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

問 長期継続契約の対象とはできないか。

(答)

1. 長期継続契約とは、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的な契約について、複数年の債務を負担するには予算の根拠を必要とするとの規定の特例を認めるものであり、地方自治法第 234 条の3で電気の供給等の契約を対象とするほか、地方自治法施行令第 167 条の 17 でOA機器のリース契約等契約の性質上翌年度以降にわたる契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち条例で定めるものを対象とするものとされており。
2. 競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスについて不断の見直しを行うことにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実施することを旨として行うとの法の基本理念(法第3条)からしても、地方自治法及び地方自治法施行令に定める長期継続契約を締結することができる契約には当たらないものと考えられます。

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

○地方自治法施行令(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。

問 法第9条第2項第3号に規定する官民競争入札に参加する者に必要な資格とは。

(答)

1. 「官民競争入札実施要項」においては、個々の公共サービスの態様等を十分踏まえ、「次条(第 10 条)に定めるもの(欠格事由)のほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を個々の公共サービスごとに具体的に定めることとしています。
2. 官民競争入札は、「官民競争入札実施要項」を決定・公表し、広く一般の参加により競争を行わせることを通じて公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るものですが、全く無制限に参加を求めたのでは、公共サービスの適正かつ確実な履行が確保されないこととなる懸念を払拭できない場合も想定されます。
3. このため、本法に基づき、
 - (1) 法第 10 条(第 11 号を除く。)において、全ての対象公共サービスに共通して適用される

欠格事由

- (2) 個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格(法第 10 条第 11 号)が設けられているところであり、
- (3)これに加え、さらに対象公共サービスの内容に応じて、実施要項において、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限の資格を設定することとされています。

- 4. 「官民競争入札実施要項」に定める入札参加資格は、このうち、上記 3(3)に対応するものであり、すべての対象公共サービスに求められる最低参加資格(上記 3(1))に加え、当該対象公共サービスの具体的な態様等を踏まえ、追加的に設定する必要がある場合に個別具体的に設定される参加資格です。
- 5. 当該入札参加資格については、下記の要素を考慮して、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならぬものとしています(第 9 条第 3 項)。
 - ・知識及び能力
 - ・経理的基礎
 - ・技術的基礎
 - ・その他

問 官民間の競争条件の均一化を確保するための措置とは。

(答)

①退職給付費用、②租税公課、③間接費(対象公共サービスの実施に伴い、間接的にしか把握できない他部門で発生した総務部門等の業務の実施に要する費用等)、などの費用をあらかじめ官民競争入札実施要項に定める評価基準において、官の入札価格に加算若しくは除算することや、その具体的な手法について定めを置くことが必要です。

問 第9条第2項第5号に定める、「～その他の官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」とは。

(答)

落札者決定の通知に関する事項などが考えられます。

問 官民競争入札で、官側が先に入札価格を公表することはできるのか。

(答)

1. 官側のいわゆる「入札価格」は、予定価格(※)の作成等を行う「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員」とは別の、「官民競争入札に参加する事務を担当する職員」(法第16条第2項第6号)が官の効率化を検討して作成する、対象公共サービスの実施に要する経費の金額(法第17条において準用する第11条第2項)です。

※事前に予定した競争に係る見積価格であって、予算の範囲内で契約するための、契約金額の上限としての意味を持つ。

2. 予定価格は地方公共団体において事前に公表されている事例があります。
3. 官側の「入札価格」を事前に公表することは出来ないわけではありませんが、「官側の入札価格」を事前に公表することは、民間事業者には有利になると考えられます。

3. 地方公共団体の窓口業務(法第34条)について

問 法第34条が対象とする地方公共団体の窓口業務とは。また、その経緯は。

(答)

1. 法第34条第1項に基づき、「官民競争入札」又は「民間競争入札」の対象とすることができる窓口業務の内容は、

- ①戸籍法に基づく戸籍謄本等
- ②地方税法に基づく納税証明書
- ③外国人登録法に基づく登録原票の写し等
- ④住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ⑤住民基本台帳法に基づく戸籍の附票写し
- ⑥印鑑登録証明書

の交付の請求の受付及び引渡しです。

2. これらの地方公共団体の窓口6業務については、地方公共団体が自ら実施することを前提とした制度設計がなされています。

3. 今回、公共サービス改革法を制定するにあたり、地方公共団体等から、住民の利便性の向上等の観点から、これらの業務について市場化テストを活用したいとの要望がありました。

4. そこで本法では、関係省庁と検討協議を行った結果、地方公共団体は、これらの業務について、「官民競争入札」又は「民間競争入札」の対象とすることができる旨の法律の特例を規定し(法第34条第1項)、あわせてこれらの業務を「官民競争入札」又は「民間競争入札」に付し、個人情報保護等に十分配慮した上で、民間事業者に実施させる際に必要な規定を整備したところです。(法第34条第2項～第9項)

問 窓口業務において委託が可能とされている、交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務範囲について、具体的に確認したい。

(答)

○「(交付の請求の)受付」

証明書の交付の請求を受け付けること。つまり、請求者が提出した請求書を物理的に受け取ることをいいます。

○「引渡し」

証明書を請求者に渡すこと。つまり、請求者に証明書を物理的に渡すことをいいます。

問 コンビニエンスストア等で受付した戸籍謄本等の請求書を、コンビニエンスストア等の従業員が市町村に持参又は市町村職員が回収し、市町村が契印等の措置等も含めて全ての作業を行って戸籍謄本等を完成させて、市町村職員がコンビニエンスストア等に持参又はコンビニエンスストア等の従業員が回収し、後日取りに来た請求者に引き渡す方式は、可能か。

(答)

1. 法第34条第1項に規定する地方公共団体の窓口6業務については、同条第2項において、当該業務を実施する民間事業者が備える要件として、
 - (1) その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
 - (2) 特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令・法務省令(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第2項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令第1条)で定める施設及び設備を備えていること。
 - (3) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令・法務省令(同省令第2条)で定める措置が講じられていること。
 - (4) その他総務省令・法務省令で定める要件に適合するものであること。(※現在この規定に基づく省令は制定されていません。)とされており、上記の要件のいずれにも該当する者でなければなりません。
2. また、法第34条第9項に基づき、民間事業者が当該業務を実施する際に必要な事項については、取り扱う証明書ごとに分かれて各省令で定められていることから、民間事業者はこれらの省令で定める事項を実施しなければなりません。
 - ・地方税法に基づく納税証明書
 - ・住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
 - ・印鑑登録証明書
 - 総務省令(納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令)
 - ・戸籍法に基づく戸籍謄本等及び除籍謄本等
 - ・外国人登録法に基づく登録原票の写し等
 - 法務省令(戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令)
 - ・住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
 - 総務省・法務省令(戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令)
3. したがって、御指摘の受付及び引渡しの方法は、上記の要件及び必要事項等を満たせば可能です。

なお、証明書等を直接持参・回収するなど、電磁的方法により請求書等を送受信しない場合、民間事業者は、総務省令・法務省令(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令第1条)

で定めるところの送受信設備を備える必要はありません。

また、既に市町村で契印の措置を講じた戸籍等の謄本等を引渡す際には、法務省令(戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令第4条)で定めるところの契印等の措置を、民間事業者に改めてさせる必要はありません。

(参考)

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令(平成18年総務省令・法務省令第1号)

(施設及び設備)

第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第三十四条第二項第二号に規定する総務省令・法務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。

一 法第三十四条第一項各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書(以下この条において「証明書等」という。)並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同項各号に掲げる業務に従事する者(以下「特定業務従事者」という。)及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設

二 地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区(法第三十四条第一項第二号及び第六号に掲げる業務の実施にあっては、市又は区))との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備

三 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる設備

(措置)

第二条 法第三十四条第二項第三号に規定する総務省令・法務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 個人情報の適正な取扱いの方法その他特定業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。

二 個人情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて特定業務従事者に対して研修を実施すること。

問 窓口業務について、官民競争入札又は民間競争入札を実施するケースには、どのようなものが考えられるのか。

(答)

1. 窓口6業務について、本法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施するケースとしては、

①地方公共団体の庁舎(本庁舎や出先)の窓口業務を官民競争入札等にかける場合

②地方公共団体の庁舎では、従来通り公務員が窓口業務を実施し、これに追加して、住民に便利な場所等で窓口を開くことを前提に官民競争入札等にかける場合

等が考えられます。

2. また、地方公共団体の庁舎の窓口業務を官民競争入札等にかける場合も、すべての庁舎について実施するのではなく、一部の出先で実施し、「官」が行う窓口と「民」が行う窓口を併存させ、実績を比較し、その後の取扱いを検討する方法も考えられます。

問 地方公共団体の庁舎の窓口業務を官民競争入札等につけ、その結果民間事業者が窓口業務を実施することとなった場合、民間事業者から賃料をとることとなるのか。

(答)

官民競争入札又は民間競争入札を実施して、その結果民間事業者が庁舎等を使用して事業を実施することとなった場合、民間事業者は、地方公共団体が自ら用いるのと同様の考え方の下、委託契約において無償で使用することを定めるところにより、公共サービスを実施するために必要な庁舎等を使用することが出来ると考えられ、賃料が発生することはないと考えています。

問 民間事業者が落札した場合、窓口手数料の設定は、民間事業者の裁量となるのか。

(答)

官民競争入札又は民間競争入札を実施して、その結果民間事業者が事業を実施することとなった場合でも、手数料を設定する権限を移譲するものではないので、手数料については地方公共団体の条例で定めることとなります。(地方自治法第228条第1項)

(参考)

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

問 都道府県でも、納税証明書発行の事務があるが、これについてもこの法律の対象となるのか。また、官民競争入札又は民間競争入札を実施するかどうかは都道府県の判断と考えて良いのか。

(答)

1. 法第34条第1項第2号で定める地方税法第20条の10の規定に基づく同条の証明書には、都道府県が発行する納税証明書の業務も含まれます。

2. 官民競争入札又は民間競争入札を実施するか否かは、各地方公共団体の自主的な判断で行っていただくものですが、これらの制度を有効に活用いただければと考えています。

問 窓口6業務について、この委託先の対象として、例えば個人や法人格を持たない団体(自治会等)は該当するのか。

(答)

1. 入札に参加する民間事業者には、個人を含みます。
また、官民競争入札等の結果、当該業務を実施する民間事業者とは契約を締結することとなり、契約の相手方となるためには権利能力が必要ですが、自治会も地方自治法第260条の2の規定に基づき、市町村長の認可を受けたときは、規約で定める目的の範囲内で権利能力を保有する場合があります。
2. 官民競争入札は、「官民競争入札実施要項」を決定・公表し、広く一般の参加により競争を行わせることを通じて公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るものですが、全く無制限に参加を求めたのでは、公共サービスの適正かつ確実な履行が確保されないこととなる懸念も払拭し得ません。このため、本法に基づき、
- (1) 法第10条(第11号を除く。)において、全ての対象公共サービスに共通して適用される欠格事由
 - (2) 個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格(法第10条第11号)が設けられているところであり、
 - (3) これに加え、さらに対象公共サービスの内容に応じて、実施要項において、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限の資格を設定することとされています。
3. 法第34条第1項に規定する地方公共団体の窓口6業務については、同条第2項において、当該業務を実施する民間事業者が備える要件として、
- (1) その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
 - (2) 特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令・法務省令(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令第1条)で定める施設及び設備を備えていること。
 - (3) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令・法務省令(同省令第2条)で定める措置が講じられていること。
 - (4) その他総務省令・法務省令で定める要件に適合するものであること。(※現在この規程に基づく省令は制定されていません。)
- とされており、上記の要件のいずれにも該当する者でなければなりません。

(参考)

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令(平成18年総務省令・法務省令第1号)

(施設及び設備)

第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第三十四条第二項第二号に規定する総務省令・法務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。

- 一 法第三十四条第一項各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書(以下この条において「証明書等」という。)並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同項各号に掲げる業務に従事する者(以下「特定業務従事者」という。)及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設
- 二 地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区(法第三十四条第一項第二号及び第六号に掲げる業務の実施にあっては、市又は区))との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備
- 三 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる設備

(措置)

第二条法第三十四条第二項第三号に規定する総務省令・法務省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 個人情報の適正な取扱いの方法その他特定業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた施要領を策定すること。
- 二 個人情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて特定業務従事者に対して研修を実施すること。

問 自動交付機の管理を民間事業者に委託する場合は、本法第34条の対象となるのか。

(答)

1. 自動交付機の稼働状況の監視等の単なる管理は法第34条第1項各号に係る証明書等の交付の請求の受付及び引渡しに該当しないので、これを民間事業者に委託することは、本法第34条の対象ではありません。
2. なお、住民票の写し等及び印鑑登録証明書等に係る自動交付機の設置については、現在でもコンビニ等に設置することが可能です。
(「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」平成17年3月28日総行市第249号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知参照)

(参考)

住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について

平成 17 年 3 月 28 日総行市第 249 号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知

住民票の写し等の請求者識別カードによる請求に基づく交付については、住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和 6 1 年自治省告示第 1 5 号。以下「技術基準告示」という。）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年 1 0 月 4 日付け自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等通知）に係る平成 2 年 6 月 1 9 日の改正により認められたところであり、併せて「操作者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について」（平成 2 年 6 月 1 9 日付け自治振第 6 0 号自治省行政局振興課長通知。以下「平成 2 年留意事項等通知」という。）が通知されたところである。

また、印鑑登録証明書の印鑑登録者識別カードによる申請に基づく交付については、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 4 9 年 2 月 1 日付け自治振第 1 0 号自治省行政局振興課長通知）に係る平成 5 年 1 2 月 2 0 日の改正により認められたところであり、併せて「印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について」（平成 5 年 1 2 月 2 0 日付け自治振第 2 0 8 号自治省行政局振興課長通知。以下「平成 5 年留意事項等通知」という。）が通知されたところである。

平成 2 年留意事項等通知及び平成 5 年留意事項等通知においては、請求者識別カードによる請求に対して住民票の写し等の交付を行う端末機及び印鑑登録者識別カードによる申請に対して印鑑登録証明書の交付を行う端末機（以下「自動交付機」という。）については、当面は、その設置場所は、「設置を行う当該市町村の庁舎内又はコミュニティセンター等の公共施設内に限られる」ものであるとし、ただし書きで、都道府県又は国の施設について、一定の機能等を備えた上で設置される場合は、この限りでないとしてされているところである。

また、「請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に係る端末機の設置場所について」（平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け総行市第 5 8 号総務省自治行政局市町村課長通知）において、自動交付機の設置場所のさらなる拡大については、住民の利便性の向上にも資するものであり、一定のセキュリティ機能の強化等を図ったうえで、試行事業として、当該市町村、都道府県又は国の施設以外に自動交付機を設置することについて、適切と考えられるとされているところである。

さらに、「構造改革特別区域法の施行に伴う請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付及び印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付の特例について」（平成 1 5 年 3 月 3 1 日付け総行市第 1 1 4 号総務省自治行政局市町村課長通知）において、市区町村が構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号）附則第 3 条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定）2. (6)②）に基づく内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときは、平成 2 年留意事項等通知及び平成 5 年留意事項等通知にかかわらず、個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、自動交付機を設置することができるものとされているところである。

この度、これまでの試行事業及び構造改革特別区域での事業の運用状況等を踏まえ、セキュリティを十分に確保しつつ、自動交付機の設置場所の更なる拡大等による住民の利便性の向上及び行政経費の節減を図ることを目的として、これまでの通知の一部を削除又は全部を廃止するとともに、標記について、あらたに下記のとおり留意事項等を定めたので、貴都道府県内の市区町村に対して周知されるようお願いする。

記

1 設置場所の選定にあたり考慮すべき事項

自動交付機の設置場所の選定にあたっては、住民の利便性の向上及び不正行為の防止等の観点から検討を行うこと。

2 自動交付機の設置に伴い講ずべき安全対策等

自動交付機の設置にあたっては、以下に掲げる安全対策等を講じること。

ただし、市区町村は、以下の（１）から（４）に掲げる対策の一部に代えて別途の対策を講じることにより、同等以上の安全性及び信頼性が確保できると判断する場合には、そのようにして差し支えないものであること。

（１）物理的安全対策

自動交付機に格納された電子計算機等に、権限のない者が容易にアクセスできないよう、かつ、格納された改ざん防止用紙等や現金が容易に盗取・悪用されないよう、以下の対策を講じること。

ア 自動交付機の構成、管理

自動交付機は、権限のない者が容易にこじあけることができないよう構成され、かつ、施錠されること。

イ 自動交付機を設置する施設、構内等の適正管理

自動交付機を施設内又は構内等に設置する場合には、当該施設又は構内等が、適切に施錠管理されること。

なお、施錠管理できない場合には、ウの対策を講じること。

ウ 屋外に設置する自動交付機の四囲の閉鎖

自動交付機を屋外に設置する場合には、専用ブースの設置等により、筐体の四囲を閉鎖し、物理的に独立した空間を作ること。

（２）技術的安全対策

自動交付機に格納された電子計算機等又はこれと通信を行う住民記録システム等に保存される住民の個人情報などが、権限のない者により盗取され、又は閲覧、改ざんされないよう、以下の対策を講じること。

ア 自動交付機に格納された電子計算機等における対策

a データベースの不保持

自動交付機に格納された電子計算機等においては、そもそも住民の個人情報のデータベースを保持しないこと。

b アクセス制御

自動交付機に格納された電子計算機等は、操作できる者及び操作できる権限を限定するとともに、強固なパスワードを設定するなど、適切なアクセス制御を行うこと。

c ログの保存

自動交付機による証明書の交付日時等をログにより保存すること。

d 不正取得の防止

誤った請求者暗証番号又は登録者暗証番号が数回入力された場合には、請求者識別カード又は印鑑登録者識別カードは無効となるか又は自動交付機内に取り込まれることとする。また、請求者識別カードの盗難又は紛失等の届出があった場合に、すみやかに当該請求者識別カードによる請求に基づく交付を停止できる機能を備えること。

イ 自動交付機に格納された電子計算機等と住民記録システム等との通信における対策

電気通信回線は接続先を固定するなど、データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

（３）監視及び連絡体制

自動交付機に対する不正行為の試みを直ちに了知できるよう、以下の対策を講じること。

ア 監視の実施

自動交付機に対して権限のない者がこれをこじあけようとする等の試みを行った場合に、これを直ちに了知できるよう、自動交付機を当該市区町村の庁舎内又はコミュニティセンター等の公共施設内に設置する場合には、当該市区町村において、これら以外の施設内又は構内等に設置する場合には、当該自動交付機を設置する施設又は構内等の管理者とあらかじめ取り決めを行い、当該管理者において、監視を実施すること。

屋外に設置する場合など、設置場所の状況によりこれらの監視が困難な場合には、民間警備会社等と委託契約を結び、不正行為の試みがなされた場合に当該民間警備会社等に直ちに通報が

なされし知できるよう監視を実施すること。

イ 連絡体制の整備

自動交付機に対して権限のない者がこれをおじあげようとする等の試みを行った場合に、その設置を行う市区町村の職員が直ちに了知できるよう、自動交付機を当該市区町村の庁舎又はコミュニティセンター等の公共施設以外に設置する際には、当該自動交付機を設置する施設若しくは構内等の管理者又は監視を委託した民間警備会社との間で、連絡体制についてあらかじめ取り決めを行うこと。

ウ 監視カメラの設置及び映像等の記録

設置場所に監視カメラを設置し、ハードディスク、磁気ディスク又はVTR等に撮影した映像又は画像を記録すること。

(4) その他の対策

自動交付機が安定的に運用されるよう、以下の対策を講じること。ただし、設置場所を勘案し、対策を講じる必要がないと判断する場合には、この限りでない。

ア 請求者識別カード等の取り込み

請求者識別カード若しくは印鑑登録者識別カード又は作成された証明書が取り忘れられた場合には、一定時間の経過後に自動交付機内に取り込まれることとする。

イ 印刷のトラブル等の探知

証明書に係る印刷のトラブルや用紙の複数排出を探知する機能を自動交付機に備えること。

ウ 自動交付機の障害等の探知

自動交付機の障害、消耗品切れ等を通報する機能を備えること。

3 通知の改正・廃止

自動交付機に係る通知について、次のとおり、改正又は廃止する。

- (1) 「請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付に係る留意事項等について」(平成2年6月19日付け自治振第60号自治省行政局振興課長通知)

7及び8並びに別紙を削除

- (2) 「印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について」(平成5年12月20日付け自治振第208号自治省行政局振興課長通知)

8から10まで及び別紙を削除

- (3) 「請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に係る端末機の設置場所について」(平成14年3月29日付け総行市第58号総務省自治行政局市町村課長通知)

廃止

- (4) 「構造改革特別区域法の施行に伴う請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等の交付及び印鑑登録者識別カードによる申請に基づく印鑑登録証明書の交付の特例について」(平成15年3月31日付け総行市第114号総務省自治行政局市町村課長通知)

廃止

4. 公務員、罰則等について

問 民間事業者が落札した場合の公務員の処遇は。

(答)

1. 官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇について、国においては、配置転換と新規採用の抑制により対応することが基本となります。
2. 地方公共団体における、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の実施については、地方自治の本旨を踏まえ、各地方公共団体の自主的な判断に委ねられており、民間事業者が落札した場合の地方公務員の処遇については、その地方公共団体の長が法令の範囲内で適切に判断することとなります。

(参考)

○平成18年5月22日 参・行革特委 竹中総務大臣の答弁

(公務員の処遇について)

○国務大臣(竹中平蔵君) 中馬大臣が先ほどから繰り返しおっしゃっておられますように、正に地方自治の本旨にのっとり適切に対応していただくということに尽きるんだと思います。
しかし同時に、安易に分限免職処分とかそういうことを行うのでは当然なくて、まずは配置転換、新規採用抑制に努めていただくことが重要であると、これは総務大臣として当然のことであるというふうに思っております。

問 国と同様に退職手当の特例を設けることができるのか。

(答)

地方公務員の退職手当に関する事項は、地方自治法第204条第2項、第3項において、地方公共団体の条例で定めることとされていることから、法律ではその特例を定めていませんが、ある地方公共団体が、その地方公務員について公共サービス改革法第31条に相当する退職手当の特例を設けようとする場合には、当該地方公共団体の条例でこれを定めることができます。

(参考)

○平成18年4月7日 衆・行革特委 竹中総務大臣の答弁

(退職手当の通算規定について)

○竹中国務大臣 結論から申し上げますと、地方公務員についても国家公務員と同様の取り扱いをするのが

やはり適当であるというふうに思っております。そういう観点から、私たちとしては、地方公共団体に対しまして必要な助言を行っていくつもりでございます。

問 地方自治法や地方公務員法上の罰則規定が、みなし公務員規定である法第 25 条第 2 項に基づき、全て適用になるという理解でよいか。

(答)

1. 法第 25 条第 2 項の「みなし公務員」規定は、刑法その他の罰則の適用について、その者を、刑法第 7 条第 1 項の「法令により公務に従事する」者とみなす旨を定める(具体的には、「みなし公務員」規定の適用を受ける民間人について、刑法上の公務員とみなすことにより、刑法の賄賂罪の主体となり、公務執行妨害罪の客体となること等を可能とする)ものであって、お尋ねの地方自治法や地方公務員法上、地方公務員に課せられている義務を課すものではありません。
 2. したがって、本法の「みなし公務員」規定の適用を受ける民間人には、地方自治法や地方公務員法上の地方公務員としての義務が課されているわけではないので、地方公務員法の罰則のうち、このような地方公務員としての義務に違反したことを構成要件とするもの(例えば、同法第 34 条第 1 項に違反した者に適用される同法第 60 条第 2 号)※が適用されることはありません。
- ※ 地方自治法には、地方公務員としての義務に違反したことを構成要件とする罰則はありません。

(参考)

○刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(定義)

第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 (略)

○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

三 (略)

5. 合議制の機関(法第47条)について

問 合議制機関の設置方法は。

(答)

1. 地方公共団体が「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施する場合においても、国と同様に、その過程の透明性・中立性・公正性を確保する必要があります。
2. このため、地方公共団体が、本法に則って「官民競争入札」又は「民間競争入札」を実施する場合には、当該地方公共団体の条例により、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関を設置する旨、法第47条第1項に規定しています。
3. また、この「合議制の機関」の組織及び運営に関する事項についても、地方公共団体の条例で定める旨、法第47条第2項に規定しています。
4. 合議制機関の設置方法は次の4パターンが考えられます。
 - (1) 条例を制定し、新たに機関を設置。
 - (2) 行政評価に関する審議会等、同種の機能をもった審議会が存在する場合に、条例改正することによって活用。
 - (3) 地方自治法第252条の7を利用し、複数の自治体で共同設置。
 - (4) 地方自治法第252条の14を利用し、既に他の地方公共団体が設置している合議制の機関に事務を委託。

(参考)

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

(機関等の共同設置)

- 第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第百七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。
- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
 - 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託)

- 第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

問 合議制機関の委員は常勤でなければならないか。

(答)

1. 国における官民競争入札等監理委員会の委員は、すでに他の職に就いている方々も含め、様々な分野から広く登用することができるよう、非常勤としているところです(第 39 条第 2 項、第 43 条第 4 項)。
2. 地方公共団体における合議制の機関の組織及び運営に関する事項については、条例で定めることとなっており(第 47 条第 2 項)、委員についても、各地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえ、条例で定めることとなります。

問 既存機関を活用とした場合、その委員に知事等や OB・現職公務員が含まれる場合でも問題ないのか。

(答)

1. 合議制の機関は、地方公共団体が実施する「官民競争入札」又は「民間競争入札」の過程の透明性・中立性・公正性を確保するために設置されるものです。
2. したがって、その趣旨からすると、合議制の機関の委員に知事等や現職公務員が含まれる場合には、合議制の機関の役割を果たす上で問題があると考えます。
3. また、知事等が合議制の機関の委員になることにより、知事等が代表権を有する役員を務める第三セクター等が、本法に定める欠格条項(法第 17 条において準用する第 10 条第 12 号)により、競争に参加できなくなるなどの弊害も考えられます。

問 議会の常任委員会をもって「当該合議制の機関」とみなすことは可能か。

(答)

1. 本法第 47 条に規定する「審議会その他の合議制の機関」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する「附属機関」です。

2. したがって、議会の常任委員会をもって「当該合議制の機関」とみなすことはできません。

(参考)

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第138条の4

○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

6. 市町村の窓口業務 24 事項に関する内閣府ホームページ掲載文書(平成 20 年 1 月 17 日掲載)について

問 今回の窓口業務 24 事項の整理により民間事業者の活用可能な場所は出張所・連絡所に限られるのか。

(答)

1. 内閣府ホームページ掲載の市町村窓口業務 24 事項に関する文書の表題に「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する」とありますが、「出張所・連絡所等」の「等」には本庁舎も含まれます。

問 今回の窓口業務 24 事項の整理における民間活用の手法は市場化テストの場合に限られるのか。

(答)

1. 内閣府ホームページ掲載の市町村窓口業務 24 事項に関する文書においては、「官民競争入札・民間競争入札等により民間事業者に委託する」とありますが、「官民競争入札・民間競争入札等」の「等」には、市場化テストの場合に限らず通常の一般競争入札の場合も含まれています。